

風俗営業の許可を申請するみなさまへ

！ 令和7年1月28日から申請の添付書類が変わります！

！ 1 書類の記載内容が変更されるもの

改正

個人の申請者について、不許可事由に該当しないことを誓約する書面が変わります。

法第4条第1項第1号から第10号までに掲げる者のい
ずれにも該当しないことを誓約する書面



改正

法人の申請者について、法人の役員に係る不許可事由に該当しないことを誓約する書面が変わります。

役員に係る法第4条第1項第1号から第9号までに掲
げる者のいすれにも該当しないことを誓約する書面



役員に係る法第4条第1項第1号から第6号まで及び
第8号から第10号までに掲げる者のいすれにも該当
しないことを誓約する書面

！ 2 新しく提出することになった書類

New!

法人の申請者について、当該法人
が不許可事由に該当しないことを
誓約する書面

法第4条第1項第7号及び第13号に掲げる者のい
すれにも該当しないことを誓約する書面

New!

法人の申請者について、密接な
関係を有する法人があるときは、
その名称等を記載した書面

申請者と密接な関係を有する法第4条第1項第7号
イからハまでに掲げる法人（※）があるときは、
その名称及び住所並びに代表者の氏名を記載した
書面

New!

株主名簿の写し（申請者が株式会社の場合）

※ 法第4条第1項第7号

- イ 当該許可を受けようとする者の株式の所有その他の事由を通じて当該許可を受けようとする者の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として国家公安委員会規則で定めるもの（口において「親会社等」という。）
- ロ 親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として国家公安委員会規則で定めるもの
- ハ 当該許可を受けようとする者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として国家公安委員会規則で定めるもの